

# 総務委員会会議録

平成25年1月24日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:13

案 件

1. コミュニティバスの運用について
2. 入札制度について

## 【 報告事項 】

1. 指定管理施設の評価について (総合政策課)
2. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
3. 平成24年度職員採用試験合格者の決定について (人事課)
4. 休憩時間の変更(昼休み60分)について (人事課)
5. 今後の行財政改革について (行財政改革推進室)

## 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### 公共交通対策課長

資料を提出いたしておりますので、ご説明させていただきます。平成24年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの運行状況に関して、12月末までの状況につきまして、お手元にお配りしております資料を用いまして、ご報告させていただきます。

まず、【1】の予約乗合タクシーの運行について、利用状況のご説明いたします。利用者登録数、予約件数の状況につきましては、資料1ページの(1)及び(2)の、 に市全体の4月から12月までの推移、そして では地区別に12月の1カ月間の実績と4月から12月までの9カ月間の実績を記載しております。(1)の利用者登録数につきましては、 の表ですが、12月末までの累計では5,244人となっております、 の表に地区別に12月の1カ月間の登録者数と、12月末までの登録者数の合計を記載しております。次に、(2)の予約件数につきましては、 の表の2段目の欄に記載していますが、4月から12月までの予約件数の合計は1万8066件、1日平均予約件数は98.2件となっております。その表の右から2番目の欄になりますが、12月の1カ月間の予約件数は2,220件、1日平均予約件数は116.8件となっております。 の表には、地区別に12月の1カ月間の予約件数と、12月末までの予約件数の合計を記載しております。

次に、【2】のコミュニティバスの運行状況につきましては、 の表の2段目に記載していますが、4月から12月までの利用者数の合計では1万4893人、1日平均利用者数は80.9人となっております。各路線の状況につきましては、 の表に記載しておりますが、12月の3路線の合計利用者は1,525人、1日平均利用者数は80.3人となっております。

次に、資料の2ページ目をお願いいたします。これまでの利用状況につきましては、ただいまご説明した利用者数等に加えまして、【3】の予約乗合タクシーの利用者実績としまして、利用者は女性が95%、男性が5%、年齢別では60歳未満が6%、60歳以上が94%となっております。利用されている時間帯につきましては、(3)の表に記載しておりますが、午前中の利用が約6割、午後は約4割となっており、全体としては利用時間が分散している状況

でございます。利用されている主な目的地につきましては、(4)の表に記載していますが、各地区で病院、スーパー等の商業施設、公民館等の公共施設、また駅等の交通施設で乗降となっております。【4】のコミュニティバスの利用者実績につきましては、路線毎、及び便毎で利用者のばらつきがみられます。路線別では筑穂地区からの利用が多く、利用時間帯は午前中の利用が6割、午後が4割となっております。

次に、資料の3ページをご覧ください。市民のご意見やご要望につきましては、【5】に記載しておりますが、各地での説明会、市民アンケート調査等におきまして、予約乗合タクシーにつきましては、複数の地区で隣接地区境界付近の施設への利用、運行区域の拡大、運行時間の拡大などのご意見・ご要望が多くでておりました。コミュニティバスにつきましては、下段の表に記載しておりますが、以前のコミュニティバスのバス停、ルートの再設置や、筑穂・飯塚線では穂波地区のルミエール付近での停車のご要望がでておりました。これまでご説明いたしました利用状況やご要望・ご意見等や、併用方式の実施目的、民間バス事業者・タクシー事業者との調整、また国の許可の考え方等と踏まえまして、飯塚市地域公共交通協議会を12月25日に開催しご協議いただきまして、4ページ以降に記載しております運行計画の改善を図ることといたしました。

資料の4ページをご覧ください。平成25年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの運行計画に関しまして、25年度から変更する部分について、ご説明いたします。まず、予約乗合タクシーにつきましては、要望の多かった運行区域の改善と利用出来る時間帯の拡大を図ります。運行区域の改善につきましては、(1)の表に記載していますが、せき損センター、イオン穂波店、筑豊緑地につきましては、施設敷地が2地区にまたがっておりますので、2地区の両方から施設内で乗降できるようにいたします。これに加えて、商業施設や交通施設への利便性を向上させるため、地区境界付近の隣接地区の商業・交通施設に運行出来るようにいたします。具体的に申しますと、幸袋地区からJR鯉田駅、川食鯉田店、ハローデイ九工大前店への運行をはじめ、穂波地区からJR筑前大分駅、鎮西地区からミスターマックス飯塚花瀬店、庄内地区からトライアル上三緒店、また飯塚東地区から最近できましたハローデイ柏の森店への運行ができるようにいたします。

次に、(2)の表に記載しておりますが、利用者が乗車出来る時間を拡大するため、1地区内で複数の車両が運行している鎮西地区、穂波地区、筑穂地区におきましては、これまで同一時間帯に設定していた休憩時間をずらすことで、利用出来る時間を増やすように改善をいたします。鎮西地区と筑穂地区におきましては、8時から17時の間、全ての時間で利用出来るようになります。また穂波地区では12時30分から13時までの30分以外は利用出来るようにいたします。

次に、資料5ページをご覧ください。コミュニティバスについてご説明いたします。筑穂・飯塚線につきましては、穂波地区のコメリ・ルミエール付近での乗降の要望があり、商業施設の集積状況、現在の運行ルートも近接していること等からバス停を新設いたします。次に、庄内・飯塚線につきましては、飯塚東地区の下三緒バス停を利用しやすいように、白山神社前の西鉄バスの上三緒団地口バス停そばに、バス停を移設するようにしております。また、筑穂・飯塚線につきましては、筑穂地区から穂波福祉総合センターへの利用があまりないことや、同センターには他の2路線が停車することから、この施設では停車をしないようにいたします。これらを含めまして運行の効率化を図るため、これまでの利用状況、他の路線との重複、地区間の移動性等を鑑みまして、一部のバス停で停車回数を減少させる等の運行ダイヤの一部変更を行っております。なお、表の黒塗りの部分は、そのバス停を通過しないことを示しております。その部分に関しては運行ルートは他の便と異なるものとなります。

次に、資料7ページをご覧ください。平成25年度の八木山地区スクールバス等の運行計画について、ご説明いたします。現在、八木山地区と飯塚バスセンター間を運行しております西

鉄バス筑豊の八木山線につきましては、平成25年3月31日をもって廃止するように手続きが進められております。これにより、八木山本村から坂の下の区間では民間路線バスが運行しなくなります。そのため本年4月1日より、八木山地区から鎮西中学校へ通学する生徒の通学支援を主目的とするなかで、弾力的運用として区域外から八木山小学校へ通学する児童、一般市民も混乗できる定時定路線型のスクールバスの運行を行います。車両は25人乗り程度のマイクロバスを使用いたします。運行ルートは、「八木山本村」バス停から西鉄バスの「蓮台寺」バス停までの間を運行いたします。運行日及び運行便数につきましては、学校の開校時間や部活動の時間に合わせて、(3)に記載しております運行を行います。このスクールバスの運行と併せまして、平日の8時から17時の間は、予約乗合タクシーが運行しておりますので、これを利用していただくように考えております。その際には、児童生徒が優先的に乗車できるように予約の受付を行うとともに、運賃に関しては八木山地区居住の鎮西中学校生徒が通学目的で利用する場合には、無償となるような対応をいたします。今回の運行をいたします八木山地区スクールバスにつきましては、試験的に一般市民の混乗を行いますので、小中学生の運賃は無料ですが、一般市民はコミュニティバスと同様に運賃を200円としております。

以上で、予約乗合タクシー、コミュニティバス、並びに八木山地区のスクールバスの運行に関しまして、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

おはようございます。今ご説明いただきました点で少し質問させていただきます。まず1ページなんですけれども、予約乗合タクシーの運行についてで、利用者登録数というところがございまして、その中のの地区別状況のところ、24年12月登録者数の中で穂波が74と突出していますよね。これは何か、登録数がここだけ大きく増えた何か理由とかあるんですか。

公共交通対策課長

これまでの説明の中で報告いたしましたが、既に100回以上の説明会を開催しております。この説明会は、自治会単位で高齢者がお集まりいただくいきいきサロン等でご説明しておりますが、そのときに説明等合わせまして、登録票を持参いたしまして、そのときに登録していただくようにしています。大体説明に行ったときには、大半の方が登録されておりませんので、説明いただくとほとんどの方が登録いただけますが、穂波地区は12月、特に説明会の開催が多くございましたので、その関係で多い登録数になっているということでございます。

永末委員

説明会の場に登録用紙を持っていくと、その場で登録される方が多いということで、実際、この穂波の数が多いのは説明会が多かったからということでもよろしいですか。はい。ちょっと続けさせてもらいます。3ページのほうとかでありますけれども、運行に関する課題について予約乗合タクシー、コミュニティバスについてそれぞれ出ておりますけれども、課題のほうは私も住民の方から聞いておりますので、だいたい地区の境界をまたいで利用したいとか、もうちょっと広く行きたいとかですね、そういった声が出ているのはわかります。一方でちょっとお聞かせいただきたいのが、実際に予約乗合タクシーを導入して、例えば喜びの声と言いますが、これだけありがたく利用させてもらっていますみたいな声とか、もしいたっているんであれば少し説明いただけますでしょうか。

公共交通対策課長

21年度から23年度まで、コミュニティバスを運行いたしておりました。その節は13路線、最大350カ所ぐらいバス停をつくって全市的に運行しておりましたが、その期間中で感

謝の言葉よりも、もっと路線をふやせとか、バス停をふやしてほしいという声がありましたけど、なかなか感謝の言葉ということを聞くことはありませんでしたが、利用者数はなかなか伸びない部分もございすが、今回の予約乗合タクシーにつきましては、家の近くまで迎えにきてくれるということの利便性がやっぱり評価をいただきまして、感謝の言葉もたくさんいただいておりますし、直接、電話をいただくこともございすが、文書でいただくこともございす。また、重ねております説明会の中でも大変利用しているけど助かっているという言葉もたくさんいただいております。特に、山間地の地域はやはり移動する手段がほとんどございせんので、家の近くまで迎えにきていただく、また坂等が多い関係で、坂道を登ったり、下りたりしなくていいからということで感謝の言葉をたくさんいただいております。

永末委員

はい、ありがとうございます。今のようなご説明の中にもありましたけれども、家の前まで直接来ていただけるという部分は、やはりご高齢の方からするとすごくありがたいのかなと思いますので、ぜひそういった声も参考にされながら、さらなる利便性を求めていただきたいと思います。その一方でやっぱり費用対効果といいますが、収入の分と支出の分の割合とかもあると思いますので、全般的にそのあたりも工夫していただいて、ぜひよりよい地域公共交通を実現していただければと思います。

すいません、最後になりますけれども、最後7ページのほうの八木山地区のスクールバスの運行のことについて、少しお聞きしたいと思うんですが、確か8時から17時は予約乗合タクシーを利用してくださいというふうな説明だったと思うんですが、結局、八木山地区から鎮西中学校へ通学する生徒さんを主に対象としたこのスクールバスになるかと思うんですが、ちょっと私も中学校が終わる時間とか正確にわからないんですけど、確か6時以降ですかね、実際にスクールバスが上ってくるといいますか、鎮西中学校から八木山地区に上って行くのが、となると6時前に終わった生徒さんというのは、予約乗合タクシーを利用して自宅に帰るといふか、そんな形になってくるわけですね。

公共交通対策課長

予約乗合タクシーにつきましては、5時までしか運行いたしておりませんので、5時までには自宅前まで行くということが最後になります。それ以降につきましては、1便ということで、いま現在のクラブ活動の子ども達の多くは保護者が送迎をされております。ただし、保護者が送迎できない部分は、今まで西鉄バスがあったからそれを使っていたということでありますが、今度はなくなりますので、その代わる手段として、保護者も送り迎えをされておりますが、それ以外の手段としてスクールバスというものを1便用意しております。学校あたりとも十分協議いたしました結果、やはり1便、この時間帯をという形の時間設定の中で、遺漏のないような形でスクールバスを運行したいというふうに考えております。

永末委員

私のほうで少し引っかかっているのが、17時までには予約乗合タクシーを利用する。それ以降は、結局このスクールバスを利用するということになりますので、スクールバスであると25人乗りのマイクロバスになりますけれども、17時台までは予約乗合タクシーになりますので、結局ジャンボタクシーですよ、確か8人から10人ぐらいの規模ですので、乗せる数といいますが、乗れる数が限られてくると思うんですけども、そのあたりが運用上大丈夫なのかという部分が少しあります。どうでしょうか。

公共交通対策課長

鎮西地区は、24年度までは八木山地区に1台、八木山地区を除いた鎮西地区に1台という形で、鎮西地区全体でいったら2台あったんですけど、それぞれ区域割りをしておりまして、4月以降はその区域割りを取っ払いまして、鎮西地区2台を有効活用したいという形で考えております。当然、17時までしか運行しませんが、子どもたちが同時間に十数名がで

すね、中学生が一同に帰ることはなかなかないで、やはりクラブとかなんとか、時間にずれがございますので、一度に8人しか1台は乗れませんけど、複数台数使えばその場合は乗れますし、また仮に1台であってもまとめて8人が同時に帰るということは、なかなかいま中学校はないそうです。そういう今の現状の子どもたちの登下校の状況も十分に判断した中で、できるという形で判断してこういう運行を予定しております。

委員長

八木山地区から鎮西中学校に通っている生徒の数も教えてください。

公共交通対策課長

運行いたします平成25年4月1日以降の生徒数は14人ということで把握いたしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

私は7ページの件で、ちょっと、これはスクールバスに一般の市民を乗せるということは、以前、筑穂町で質問したときには、これは難しいよというお話を聞きました。それで、今度そういうふうのできるのかなということで、そういうところの問題はないんですか。

公共交通対策課長

筑穂町は早い段階で中学校を統合したときから、スクールバスを運行しておりますけれども、その時点ではあくまでもスクールバスというものは混乗ではなく、生徒だけという形の交付税の対象でございましたけど、交付税の見直しが行われまして、混乗もOKという形があったのが1つと、もう1つは地理的要因を多分に判断材料の1つにしております。ただ距離の問題ではなく、八木山地区はこれだけの高低差がございますので、高低差のある部分で、できるだけスクールバスを運行する中で、できるだけ有効活用をすね、高齢者、また高校生もございまして、そういう部分で配慮いたしまして、混乗を。これが間違いなくうまくいくかどうかはわかりません。1年間運行した中で判断して検証したいと思いますが、試験的という言葉では語弊がありますが、こういう形で一年やってみるということで、どれほどの効果があるかということも見極めたいというふうに考えております。

明石委員

そうすると、今の話でいけばできるということになったということですよ。そうしますと、これは試験的ということで、八木山は使うということですけど、私が言いたいのは大野とか、内野とか、そういうのも。以前から朝早くお年寄りが内野駅まで行くのに、小学校が内野の駅の側ですから乗れますかということで再三要望をしてきたんですけど、無理ということで。こういうことは今後そういうところも可能性があるということですか。

公共交通対策課長

先ほどの話の中は、あくまでもスクールバスの問題だけですね、とらえておりましたけれども、もう1つ、本年度からは予約乗合タクシーというものを運行しております、特に現状で言いますと、内野、特に桑曲地区とかです、それとか大野、そういう地区からは予約乗合タクシーをご愛用いただいております、たくさんの方からご利用いただいております。そういう代わりの物がございまして、以前の部分でしたら、そういうものがないときの筑穂町のときのスクールバスの状況もございました。状況がちょっと変わっておりますので、スクールバスで、あえて乗らないと移動できない状況から、予約乗合タクシーというものを運行しておりますので、そののところが十分に加味した中で、今回八木山の問題は西鉄バスがあったのに無くなったという状況も十分に踏まえた中でケースとしておりますので、今後1つの事例で検証しておりますので、この検証結果は十分今後の判断材料としては、していきたいとは考えております。

明石委員

ただ皆さん、八木山の件と内野のほうなんかとは、おそらくいくら説明してもわからんところがあると思うんですね。もし、こういうものが利用できるなら、ぜひ取り入れられて、今後できるならですよ、確かに予約乗合タクシーがありますからね、併用するというのは、何かちょっとおかしいかなと思うけれど、できるだけ費用がかからないような形でしていただければということで要望をしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

すみません、ちょっと八木山地区のスクールバスのことで、少し追加で聞かせてください。スクールバスの運行についてなんですけども、実際、入札が何かもうされて業者さんも決められたのでしょうか、そうであれば、その入札のことについて少し聞かせていただければと思います。また、業務委託という形になるんですかね、その際の委託料、委託期間をお示しくささい。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:27

再 開 10:28

委員会を再開いたします。

教育総務課長

スクールバスの業者選定でございますが、先週競争入札で入札が実施されております、ただ、まだ正式契約まで至っておりませんが、今のところ情報としましては、西鉄バスさんが落札されたというふうに聞いております。

委員長

契約期間は。

教育総務課長

失礼しました。契約期間は昨年12月議会に債務負担行為で予算を上げさせていただきまして、契約締結の日から来年の3月31日までが契約期間の予定でございます。

委員長

予算金額がわかるなら、計上されている。

教育総務課長

落札金額は260万円というふうに聞いております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

守光委員

委員長にお願いをいたします。本委員会に特別付託を受けております「コミュニティバスの運用について」は、これまで種々審査を続けてきたところですが、来年度の組織機構の再編に伴って、本日の委員会が審査を行なう最後の機会ではないかと思っております。執行部におかれましては、委員会での要望なり指摘を前向きに検討していただき、コミュニティバス、予約乗合タクシーの運行についてさまざまな努力をされましたことは高く評価するものであります。委員会審査という点におきましても活発な論議がなされ、目的は達せられたものと考えます。しかしながら、本年度から開始された併用運行においては目標の利用者数に届いていない現状があります。今後も公共交通不便地域の解消や交通弱者対策は重要課題でありますので、更に努力を続けていただくことを希望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをよろしくお願いいたします。

委員長

ただいま守光委員から本件について、調査終了してほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了について、おはかりするということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「コミュニティバスの運用について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

契約課長

それでは、平成24年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。まず、資料1の「平成24年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。平成24年12月入札分までの工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。12月末までの入札件数といたしましては134件で、契約金額の総額は36億8482万6126円でありまして、その平均落札率は89.23%となっております。

次に、資料2の「平成24年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページから6ページをお願いいたします。平成24年12月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。これまで55件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が34件、建築一式工事が19件、専門工事が2件となっております。55件うち、45件が最低制限価格に応札がなされ、44件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、6ページ表の最後でございますが、平均として85.99%となっております。

次に、資料3の「平成24年度変動型最低制限価格実施状況」についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。等級区分の異なる業者が参加できる変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札を平成24年度12月末までには6件実施しております。なお、落札率につきましては、表の一番下に記載してありますとおり、85.95%となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

3ページの、番号でいうと25と26ですね。以前、説明がありました100%入札の分ですけれども、こちらのほう、当時の説明ではまだ今の段階、調査段階であり、ある程度わかった段階でご説明差し上げますということでしたけれども、今の時点でわかっているところのご

説明をいただけますでしょうか。

契約課長

前回も、前々回の総務委員会でも説明させていただきましたように、定例的に飯塚警察署のほうには入札執行状況を報告させていただいております。その都度調査状況につきまして確認をしておりますが、まだ以前調査中という返答でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

今の100%の分に関してですが、その後いろいろ改善を、マニュアルの見直しとかが行われたというご報告が以前あっておりましたが、どう考えてもいま仕事がそんなにたくさんあって困っているという状況ではない中で、予定価格での入札を、全員がその価格で入札されたということは一般の市民の方が考えれば本当におかしな話です。それで、その業者の方々に、4社ですかね、にこの辺の内容を聞くということが市としてできないものなのか、聞かれたものなのか、そのところをちょっと教えてください。

契約課長

前回、9月、そして11月の本委員会でもご説明しておりますが、その入札当時につきましては、予定価格以下、最低制限価格以上の応札でございましたので、入札を執行いたしまして契約もしております。なお、こういう本市にとって例のない入札でございましたので、その後、前回も報告させていただきましたが、飯塚警察署等のほうにも報告いたしまして、また談合情報マニュアル等につきましても改正し、今後同じような異例の入札がありましたら、すぐに対応できるように調査委員会を開き、業者についても事情聴取できるというような内容に変えております。そういうふうな形で対応しておりますので、業者の方については今回の分については、事情の聴取は行っておりません。

宮嶋委員

結局、最低と予定価格の間で、法律的に問題がないからということですがけれども、やっぱりおかしいっていう思いがあるなら、業者の方に聞くべきじゃないかなというふうに思います。それと、結局入札の価格は4社同じですがけれども、積み上げてきた、工事が一つぼんとあるわけではなくて、本体工事があったり、外構工事があったり、それぞれについて予定価格というか、こちらの積算された価格というのがあると思うんですが、その一つ一つの工事について業者のほうから出された数字、これは妥当だったのかどうか、例えば本体工事がこのくらいっていうふうに決められた金額より、これがものすごく少なくて外構工事のほうが予定価格よりものすごく多かったと、結局最終的には予定価格の金額にはなったけれども、中身一つ一つの工事についてこちらが積算したものと向こうが、工事の内訳の金額ですかね、そういうものが妥当だったかどうかというような検討はされたんでしょうか。

契約課長

今の委員のほうが言われていらっしゃるんですが、工事費内訳書のことだと思っております。これは不良不適格な業者の参入を排除して、また、さらに適切な確保をということでございます。これはいま現在5千万円以上の工事につきましては、工事費内訳書のほうを提出しております。内容につきましては、入札後、設計担当課のほうに確認をし、適正であると報告を受けております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「指定管理施設の評価について」、報告を求めます。

総合政策課長

「指定管理施設の評価について」ご報告いたします。指定管理施設の外部評価につきまして、平成21年3月に条例改正を行い、21年度より実施しているところです。平成24年度に評価を諮問しました施設はお手元に配布しております資料のとおり、飯塚市体育施設及び飯塚市立病院の2施設で、それぞれ17項目について評価を受けております。評価委員会は施設ごとに2回開催され、施設の現地調査、施設所管課のヒアリング並びに委員相互の意見交換等を行い、最終評価を行っていただいております。その経過を経まして、評価委員会より市長へ答申を受けました評価結果につきましては、総合政策課より各施設所管課へ通知を行い、各所管課はそれぞれの指定管理者へ通知を行うとともに、改善点の指導等を行い、より一層のサービス充実を図っていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

いま説明いただきました評価委員会なんですけれども、月2回開かれているということでしたけれども、この評価委員会についてもう少し詳しくご説明願いますでしょうか。

総合政策課長

評価委員会を詳しくと言いますと、メンバーを。評価委員会につきましては、学識経験者が2名、それと公募の委員が2名、これは固定の委員でございます。あとにつきましては施設の利用者、それと施設の専門委員という構成で委員会を構成しております。最初の委員会におきまして、先ほど申し上げました施設の現地調査を行い、その後1度こちらのほうに帰りまして、所管課のヒアリング等を行っていただきまして、2回目の委員会におきまして、最終結果を出していただくというふうになっております。

永末委員

評価委員全体で何名になるんですか。

総合政策課長

今回24年度は6名で行っていただいております。

永末委員

評価委員の評価を受けて、市長のほうに答申があり、それで最終的にこの施設の今後についていろいろ決まっていくと思うんですけれども、この中の評価の中で、例えば1枚目、飯塚市体育協会で2枚目が地域医療振興協会ですよね。例えば評価のところCとかあがっていますけれども、この評価というのはどう反映されていくというか、今回Cで判定されたのであれば、よりよくこれを上げていくような方向で今後検討していくというふうな感じになっていくんですかね。何か影響があるといいますか、その辺りちょっと説明をお願いします。

総合政策課長

評価の区分、A、B、C、D、Eとございますが、これにつきましては今のお配りしております評価表の一番下の段に記載しております。Cとか、Dとかいうところになりますと、協定の内容に一応業務は履行しているが、若干の改善点が見受けられるという評価になっており

まして、これにつきましては、所管課のほうから現指定管理者のほうに、こういう評価がなされているので、こういう点は改善をなささいというような指導を行うということにしております。

永末委員

いま説明いただきましたように、評価区分がAからEまででありまして、DとかEになると、もう一部不履行とか、かなり不履行とかいうことになりますけれども、これは例えば契約で言うところの業務委託契約の中での債務不履行という形で評価されるということになるんですかね。

総合政策課長

Dという評価、あるいはEという評価については、そのとおり一部不履行があるという結果、評価ということになります。

永末委員

となりますと、当然法令上でも債務不履行となると契約の解除条件とかにもなってくるかと思うんですけれども、当然、DとかEが出てくるとそのあたりにまで踏み込んでいかなるを得ないというふうに考えていいんでしょうか。

総合政策課長

今までD、Eというような評価は多分いただいたことがないんじゃないかなと思うんですが、当然そういうことが出れば、指定管理者の委員会なりで検討しなくてはいけないというふうには思っております。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 47

再 開 10 : 48

委員会を再開いたします。

総合政策課長

失礼いたしました。いま一番下のほうに、評価表の中に総合評価意見という部分がございます。これは評価の指針の中にその基準を設けております。で、総合評価につきましては、優良から不適切という5段階でこれも分けておりまして、それぞれ例えば優良ということにおいては、17項目ございますが、すべてがB以上の評価と。それで、その中にAが含まれているという場合に優良というふうにしております。総合評価の要改善、あるいは不適切、これは一番最低の評価でございますが、これにはすべての項目がD以上であるという場合に要改善をなささいと。17項目の評価の中にEが含まれている場合については、不適切というふうに指針の中で位置づけをしております。したがって、Eが不適切というような評価が出た場合につきましては、何らかの措置を講じる必要があるというふうに思っております。

永末委員

最終的な契約状況とかいうことまで踏み込んでいくとなると、総合評価の部分で判断しますというご答弁かと思うんですけれども、ただ例えば2枚目の地域医療振興協会の分ですけれども、職員体制として評価がCとあがっていますよね。このCというのを見ていくと、協定等の内容どおり業務を履行しているが、若干改善点が見受けられるという評価項目ですけれども、私も厚生委員会の傍聴とかさせていただいていますけれども、実際、揃えられていないですよ、確保数としては。医師を揃えていないのに、それは若干改善点が見受けられるぐらいの評価というのは正しいのですかね。一部不履行があるというふうな形になるんじゃないかと思うんですけれども。

総合政策課長

今の職員体制の件でございますが、そういう意見が出たときに、市側の回答といたしまして

は、当初この指定管理者の医師の確保数は32名で予定をしておったわけですが、現在は28名というふうになっております、23年度でございますが。これは当初の計画で予定していた以外の皮膚科や胸部外科などの医師数を含めて28名ということでございますので、それでも予定していました32名には達しておりませんが、早く医師を確保していただきたいということで、まあ、所管課の評価といたしましてはD評価を行いました、一次評価でございますが。ただし、32名といたしても、労災病院、当時の診療科目で32名と。現実的には患者ニーズもかなり変わってきておるということで、今後その分の見直しも含めて適切な人数がどうであるかということは、今後検討していかなければいけないという、所管課もそういう考えでございます。それで評価委員会の中では、そういうところも鑑みましてC評価というふう

に結論を付けていただいております。

永末委員

ちょっとあまり納得いかないんですけど、所管課としては、客観的な状況を見るとDだけでも、評価委員会ではCとして評価されたということですね。そのあたりのずれが何で生じるのかがよくわからないんですけども、となると客観的な状況としては32名そろえるという協定のもと、実際28名しかそろえてないので、単純に一部不履行だと思っんですけども、ただそれを委員会として評価できていないというのは、委員会のあり方としてもどうなのかなというふうに思います。ぜひ、きちんとした評価をすることに、この評価委員会の意味があると思いますので、そのあたりをしっかりと行っていただけるように要望させていただきます。よろしくをお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

提出資料をお願いいたします。主なものを説明いたします。前回の本委員会でご報告いたしましたように、昨年12月7日に飯塚本町東土地区画整理事業及び吉原町1番地区第1種市街地再開発事業に関する都市計画決定を行いましたので、12月11日から12月25日まで飯塚本町東土地区画整理事業の事業計画縦覧、12月13日から12月27日まで吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の図面の縦覧を行いました。いずれも意見書の提出はありませんでしたので、土地区画整理事業については、3月下旬の都市計画決定に向けて県と協議を進めているところでございますし、市街地再開発事業につきましては、再開発組合の設立認可申請を行い、昨日、1月23日に認可されたところでございます。また、再開発組合につきましては来月2月2日に設立総会が開催される予定となっております。

次に、土地区画整理事業に合わせて、商業ゾーンへの換地を希望されている方など19人で飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会を組織し鋭意協議しておりますが、昨年12月中旬から商業者に対し個別ヒアリングを実施しております。個別ヒアリングでは家屋調査に基づく概算補償額を提示しながら土地区画整理事業後の各商業者の再建に関する要望を聴取しておりますので、中小企業基盤整備機構の商業活性化アドバイザーを活用し生活再建シミュレーションを行いながら各商業者に検討していただくことにしております。また、今後はこの分科会において商業ゾーン活性化に向けての街並みガイドラインやエリアマネジメントの運営方法も検討していくことにしております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度職員採用試験合格者の決定について」、報告を求めます。

人事課長

それでは、平成24年度職員採用試験の最終合格者を昨年(平成23年)の12月21日に発表致しましたので、その概要をご報告いたします。お手元に配布しております資料、A4縦の「採用試験実施状況」をご覧ください。本年度の職員採用試験は、平成24年10月14日に第1次試験を実施いたしまして、表の下欄、合計欄に記載のとおり採用予定数23名以内に対し、同年11月2日に全体で、84名を第1次試験合格者として発表いたしました。その後、11月22日、23日、12月9日及び10日に第2次試験を実施し、最終的には55名の受験がございました。

試験区分毎の最終合格者数は、表の右から2列目「第2次合格者数(b)」欄に記載をいたしております。上段から男女あわせまして、行政事務上級9名、行政事務初級3名、身体障がい者対象につきましては、合格該当者がございませんでした。次に、土木上級が4名、土木初級につきましては、先の当委員会におきましても報告いたしましたとおり、第1次合格者がございませんでした。したがって、最終合格者もございません。続きまして、建築が1名、保育士5名となっております。合計で22名の最終合格者となっております。最終合格者につきましては、平成25年度採用候補者名簿に登載するとともに、12月21日付けで第2次試験受験者55名全員に対しまして、合否の結果を郵送により通知いたしております。また、市ホームページにも合格者の受験番号を掲載いたしております。

最後に、最終倍率につきましては、表の右端の欄のとおり行政事務上級が37.1倍、行政事務初級が49.3倍、土木上級が5倍、建築が10倍、保育士7.6倍、全体の合格率は25.2倍となっております。

以上、簡単ではございますが、「平成24年度職員採用試験合格者の決定」につきまして、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

少しだけ聞かせてください。いま第2次合格者の報告とかも実施状況のほうに入っておりますけれども、基本的なことになるんですけど、上級と初級というのがありますが、上級というのは大卒で、初級というのが高卒というふうな感じで考えていいんでしょうか。

人事課長

この区分につきましては、職員採用の募集案内のほうに記載をいたしております。その要綱に基づきまして、ご説明いたしますと、基本的に委員のご質問のとおり、上級というのは大卒程度ということで規定をしております。初級につきましては高卒程度という区分でしております。その中におきまして、さらに受験生の年齢制限というものを設けております。その中で採用区分を設けておるところでございます。

永末委員

今の年齢制限までご説明いただけますか。

人事課長

本年度採用試験におきましては、上級につきましては昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方ということしております。したがって、年齢で申しますと概ね生年月日によって若干異なりますけれども、30歳を上限といたしております。また初級につきましては、昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方ということにしておりまして、年齢で申し上げますと26歳から18歳という

こととしておるところでございます。

人事課長

補足をさせていただきます。上級、初級の区分をしておりますのは、行政職と専門の土木職のところでございます。行政の上級、初級の区分と土木の上級、初級の区分につきましては、専門職ということで若干区分をしているところがございます。先ほど私が申し上げました部分につきましては、土木職、専門職のほうでご説明をさせていただきましたが、行政事務の上級につきましては、生年月日で規定しております。昭和59年4月2日から平成5年4月1日までということで、年齢で申し上げますと概ね19歳から28歳までで、大卒程度ということで規定をしております。学歴については行政職については規程をしております。逆に初級につきましては、昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方ということでございまして、年齢で申し上げますと概ね17歳から24歳までということで規定をしているところがございます。

永末委員

行政事務の上級、特に行政事務の上級に限ってお聞きしたいんですけども、最終合格者で9名というふうに上げられていますけれども、この方の、わかる範囲で構わないんですけども、出身の学部とかいうのはわかりますか。どういった学部の方がいるとか、わかる範囲で構わないんですが。

総務部長

学部につきましては、経済、法学、多々ありまして、理工系もございまして、いま細かい数字はちょっと持ち合わせておりませんが、以上でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「休憩時間の変更(昼休み60分)について」、報告を求めます。

人事課長

それでは休憩時間の変更の検討状況についてご報告を申し上げます。職員の休憩時間につきましては、現在、「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の規定に基づき、勤務場所によって時間帯が異なる場合がありますが、基本的に12時15分から13時までの45分間を「昼休み」の休憩時間としております。従前は、12時から12時15分までの15分間は、「休息时间」であり、45分間の休憩時間を合わせまして、12時から13時までの60分間を「昼休み」としておりましたが、国の休息時間の廃止に準じまして、本市におきましても平成21年度から「休息时间」を廃止し、現行の45分間としております。

現在、本市では行財政改革において、職員数の削減に取り組んでおりまして、職員一人当たりの業務量の増大化傾向がみられる中で、「職員の心身疲労の効果的な回復」を図るとともに、「近隣自治体及び国・県の開庁時間や休憩時間の均衡」を図るためにも、昼休み休憩時間を12時から13時までの60分間に変更することを検討いたしております。

お手元にA4の縦の資料を配付させていただいております。「休憩時間の変更(昼休み60分)について」をお願い致します。資料につきましては、現在検討しております内容につきまして、まとめたものでございます。休憩時間の変更につきましては、先程ご説明いたしました通りでございますが、資料の(2)変更内容に記載のとおり、1日の勤務時間は7時間45分であることから、終業時間、「勤務が終わる時間」でございますが、こちらを15分間延長となりますことから、基本的には午後5時15分までということになるものでございます。わずか15分ではございますが、延長によりまして住民の皆様の利便性の向上に寄与できるものではないかということで、概要書のほうの(1)目的と効果というところにも記載をさせていただ

だいております。

次に、(3)施設の閉館等の時間につきましては、休憩時間を60分としている他の自治体の状況も踏まえ、開館・開所時間、閉館・閉所時間等につきましては、現行どおりと考えております。今回の変更は、休憩時間の増加に伴う勤務時間帯の変更でありますので、こういった施設におきましては、職員は閉館等の時間に関係なく勤務するものでございまして、一般的には閉館が5時といたしましても、5時15分まで職員は勤務するということとなります。これによりまして、閉館等間際の時間等におきましても、利用者の皆様の利便性の向上に若干なりともつながるものではないかと考えております。そのほか、(4)以降に記載をさせていただいておりますけれども、育児や介護等のため公務に支障がない範囲において、現行どおり休憩時間を45分としまして、午後5時までを勤務時間とする制度など、検討しているところでございます。

現在、休憩時間の変更について本年4月1日からの実施に向け、職員組合とも協議を行っているところであり、速やかに課題等を調整し、先ほど申し上げました条例の改正等を上程させていただくため、事務を進めているところでございます。なお、但し書きで記載をしておりますが、資料の(2)勤務時間の変更内容のところでございますが、この表の下、で記載をさせていただいておりますけれども、現在、保育所あるいは小中学校に勤務する職員、こちらにつきましては、勤務状況の特殊性、学校におきます給食時間等々の状況によりまして、こちらについては、現行どおり45分とすることで検討しているところでございます。最後に資料の下段、参考資料といたしまして、休憩時間1時間としております県下の状況、あるいは飯塚市内におけます国県の総合庁舎、ハローワーク、法務局等がすでに5時15分まで業務を行っているということで、飯塚市としてもその辺の均衡をとるということで現在検討しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、休憩時間の変更に関する事務の進捗状況につきまして、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「今後の行財政改革について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

今後の行財政改革につきましてご報告いたします。配付しております資料の「今後の行財政改革について」をお願いいたします。現在、取り組んでおります行財政改革につきましては、平成18年11月に策定いたしました「行財政改革大綱」の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間となっております。また、この大綱に基づきまして行財政改革実施計画を策定し取り組んでおりましたが、目標であります平成22年度までに収支バランスを合わせる事が困難となる事が予想されたことから、平成21年12月に計画期間を平成21年度から平成25年度までの5年間として「行財政改革実施計画(第一次改訂版)」を策定いたしまして現在取り組んでいるところでございます。ただいま申し上げましたとおり、行財政改革大綱の計画期間が平成22年度までであること、現在取り組んでおります行財政改革実施計画(第一次改訂版)の計画期間が平成25年度までであること、合併の特例措置の終了や社会経済情勢の変化等を考えますと、今後とも引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要がありますことから、新たな行財政改革大綱、及びこれに基づきまして行財政改革実施計画を策定するものでございます。資料の1では、現在の行財政改革の計画及び計画期間等について記載いたしております。

次に、2で今後の行財政改革のスケジュールについて記載しております。本市の附属機関で

ございます「行財政改革推進委員会」においてご審議をいただき、市民の皆さん、議会の皆さんのご意見をいただきながら、本年の1月から策定に向けての協議を開始いたしまして、6月ごろには、「第2次行財政改革大綱」及びこれに基づきます「行財政改革実施計画」を策定してまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。